

平30警察庁甲情公発第144-6号

裁 決 書 謄 本 送 付 書

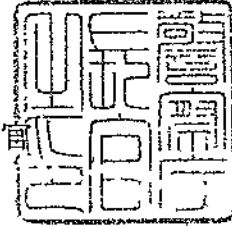
令 和 元 年 7 月 3 0 日

審査請求人

岐阜県大垣市田町1丁目20番地1

近藤 ゆり子 殿

警 察 庁 長 官



平成31年1月5日付けをもって審査請求人近藤ゆり子により提起された審査請求に対して裁決をしたので、行政不服審査法第51条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付する。

裁 決 書

審査請求人

岐阜県大垣市田町1丁目20番地1

近藤 ゆり子

処分庁

警察庁長官

審査請求人が平成31年1月5日に提起した処分庁による不開示決定に係る審査請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成30年11月15日、審査請求人は処分庁に対し、法第3条の規定に基づき、行政文書開示請求書（平成30年11月19日付け平30警察庁甲情公収第144号）により、「「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」につき、岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求した。
- 2 平成30年12月4日、処分庁は審査請求人に対し、同請求に形式上の不備があるものと認め、行政文書開示請求書の補正について（平成30年12月4日付け平30警察庁甲情公発第144-1号）により、相当の期間を定めて補正を求めた。
- 3 平成30年12月25日、処分庁は審査請求人に対し、法第9条第2項の規定に基づき、行政文書不開示決定通知書（平成30年12月25日付け平30警察庁甲情公発第144-2号）により、法第8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示とする旨の決定（以下「原処分」という。）を通知した。



- 4 平成31年1月5日、審査請求人は警察庁長官に対し、審査請求書（平成31年1月7日付け平30警察庁甲情公収第144-1号）により、原処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、警察庁が国会での答弁において本件対象文書の存在を明らかにしていることから、原処分を取り消し、本件対象文書を開示する決定を求める旨を主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件対象文書については、当該文書の存否を答えるだけで、法第5条第4号及び第6号に掲げる不開示情報を開示することとなることから、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否し、不開示決定を行った原処分の判断は妥当である旨を主張している。

理 由

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る行政文書開示請求において、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めている。

2 原処分について

本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察署と特定の法人が風力発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかとなるどころ、警察が、いつ、どこで、誰に対して、どのような情報収集活動を行っているかという情報は、法第5条第4号及び第6号に規定する不開示情報に該当し、法第8条に基づき当該行政文書の存否を明らかにすることができないとして不開示決定を行った。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象文書を開示する決定を求める理由として、警察庁が国会での答弁において本件対象文書の存在を明らかにしている旨の理由を主張しているが、国家公安委員会委員長等の答弁は、本件対象文書の存在を明らかにしているものではない。



警察が、いつ、どこで、誰に対して、どのような情報収集活動を行っているかという情報は、警察が行う情報収集能力、分析能力等を明らかにすることが可能なものである。仮にこのような情報が公にされれば、情報収集活動の対象となり得る個人又は団体がこれを研究・分析することにより、対抗措置を講ずることで犯罪を容易に敢行することが可能となるため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、また、警察が行う今後の情報収集活動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、このような情報については、法第5条第4号及び第6号に該当するものとして不開示とすることが可能である。

この点、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察署と特定の法人が風力発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかとなるどころ、当該情報は、法第5条第4号及び第6号に該当するものとして不開示とすることが可能である。

したがって、法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、不開示決定（存否応答拒否）を行った原処分判断は妥当である。

4 審査会の答申

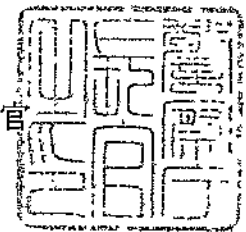
審査会の答申においても、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法第5条4号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当である旨判断されている。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月30日

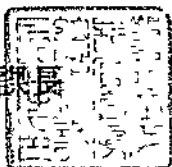
警察庁長官



原本と相違ないことを証明する

令和元年7月30日

警察庁長官官房総務課長



お 知 ら せ

この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年7月30日

近藤 ゆり子 殿

警 察 庁 長 官